公　告

諮　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第６３５号
札幌市東区伏古８条４丁目２番２―203号
債務者　木村　広輝
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６９８号
札幌市西区二十四軒４条６丁目５番11号　日光ハイツ８号
債務者　岸　　恵子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７１５号
札幌市西区発寒８条10丁目４番３―205号
債務者　夏秋利加子（旧姓神）
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７３１号
札幌市厚別区もみじ台南４丁目２番４―406号
債務者　目黒　正男
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７６１号
札幌市東区北21条東15丁目１番８―105号
債務者　成田　龍憲
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７６２号
札幌市東区北21条東15丁目１番８―105号
債務者　成田　由佳
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７９４号
札幌市中央区南５条西９丁目1014番地９　プレサント206号
債務者　菅原　　愛（旧姓溝・新井田）
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８２３号
札幌市中央区南５条西14丁目２番８―101号
債務者　天野　亜紀（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９６０号
札幌市北区北31条西８丁目１番17号　井澤ハイツ102号
債務者　脇屋とよ子（旧姓秋村）
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９６９号
札幌市白石区平和通９丁目北３番８号　和荘103号
債務者　渡邊　則子
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７号
北海道士別市東２条21丁目473番地93
債務者　大島　廣美
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２４年（フ）第６号
北海道紋別市渚滑町１丁目６番地の77
債務者　三浦　裕志
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
旭川地方裁判所紋別支部

平成２４年（フ）第７４号
群馬県邑楽郡大泉町坂田６丁目６番５号
債務者　戸屋志のぶ（旧姓青木）
1　決定年月日時　平成24年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第１０２号
群馬県高崎市倉賀野町585番地９
債務者　北島　芳夫
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第１５号
千葉県山武郡九十九里町宿1888番地
債務者　松井せつ子
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第９５号
相模原市中央区上溝４丁目12番13号　アンファンドシャテニエ六番館201
債務者　友寄　伸彦
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第９６号
相模原市中央区上溝４丁目12番13号　アンファンドシャテニエ六番館201
債務者　友寄知恵子
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
横浜地方裁判所相模原支部